

多度津町ホームページリニューアル業務委託
プロポーザル実施要領

多度津町 町長公室

令和3年7月

【目次】

1. 業務の概要

1.1 業務名	3
1.2 目的	3
1.3 業務内容	3
1.4 委託期間	3
1.5 提案上限額	3

2. プロポーザルに関する事項

2.1 参加資格	3
2.2 スケジュール	4
2.3 参加申込書などの提出	5
2.4 質疑及び回答	5
2.5 企画提案書などの提出	6
2.6 企画提案書などの作成	6
2.7 優先交渉権者などの選定方法	7
2.8 契約	8
2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項	8

1. 業務の概要

1.1 業務名

多度津町ホームページリニューアル業務委託（以下、「本業務」という。）

1.2 目的

多度津町ホームページは、平成25年度にリニューアルを行ったが、高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められるなか、管理・運営が困難な状況となっている。

また、閲覧者から「情報が点在し、必要な情報にたどり着けない」「古い情報がいつまでも掲載されている」などのさまざまな意見が寄せられており、サイト構成やシステム的な問題への対応も求められている。そのため、CMSを導入するとともにコンテンツの充実も図り、ホームページの全面的なリニューアルを行う。

については、業務の取り組み方針やシステム機能などの提案を広く受け、委託業務の履行に最も適した受託候補者を選定するため、公募型のプロポーザルを実施する。

1.3 業務内容

「多度津町ホームページリニューアル業務委託仕様書」のとおり

1.4 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

1.5 提案上限額

本業務にかかる費用の合計額は、12,100,000円以内とする（消費税及び地方消費税を含む）。なお、この合計額を超えた提案は無効とする。

※この金額は、予定価格となるものではありません。

2. プロポーザルに関する事項

2.1 参加資格

本プロポーザルへの参加資格を有するものは、参加申込書の提出日現在において以下の

条件をすべて満たす単体の事業者とする。

- (1) 令和 3・4 年度多度津町入札参加資格者名簿（物品買入れ等）に登録があること。
- (2) 過去 5 年間に、人口 5 万人以上の市町において、CMS の導入を前提とするホームページの構築業務を履行し、現在も稼働中で運用保守業務を継続して契約している実績があること。
- (3) 過去 5 年間に、人口 5 万人以上の市町のホームページに対して、JIS X 8341-3:2016 の「適合レベル A、AA」に準拠した実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 多度津町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 17 年多度津町要領第 9 号）による指名停止期間中でないこと。
- (6) 多度津町建設工事指名停止等措置要領（平成 17 年多度津町要領第 5 号）による指名停止期間中でないこと。
- (7) 多度津町発注の建設工事等に対する不当要求行為排除対策要綱（平成 19 年多度津町要綱第 14 号）に該当しないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (9) 自己または自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団、または暴力団員に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (カ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

※ (4)、(8)、(9) については、連携協力企業など（当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

2.2 スケジュール

項目	日程
募集要領などの公表	令和3年7月2日（金曜日）
質疑書の受付期限	令和3年7月9日（金曜日）
質疑書に対する回答期限	令和3年7月14日（水曜日）
参加申込書などの提出期限	令和3年7月19日（月曜日）
一次審査結果通知	令和3年7月28日（水曜日）
企画提案書などの提出期限	令和3年8月10日（火曜日）
二次審査	令和3年8月下旬（予定）
最終選考結果通知・公表	令和3年8月下旬（予定）
契約締結・業務開始	令和3年9月上旬（予定）

2.3 参加申込書などの提出

2.3.1 受付期間

令和3年7月2日（金曜日）～ 7月19日（月曜日）17時まで
 ※郵送の場合も、7月19日（月曜日）17時までに必着とする。

2.3.2 提出場所・方法

下記書類を町長公室へ持参または郵送により提出すること。

2.3.3 提出書類

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 【様式1】プロポーザル方式（公募型）参加申込書 | 1部 |
| (2) 【様式2】受注実績調書 | 1部 |
| (3) 【様式3】会社概要書 | 1部 |
| (4) 【別紙1】データセンター機能要件一覧 | 1部 |
| (5) 【別紙2】CMS機能要件一覧 | 1部 |

2.3.4 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（任意様式）を町長公室へ事前に電話連絡の上、持参または郵送して提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

2.4 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式4】質疑書を提出すること。質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

2.4.1 質疑書の提出

(1) 提出期間

令和3年7月2日（金曜日）～ 7月9日（金曜日）17時まで

(2) 提出方法

町長公室へ持参または電子メール（kousitsu@town.tadotsu.lg.jp）にて提出すること。なお、件名は「多度津町ホームページリニューアル業務委託質疑」とすること。

2.4.2 質疑書の回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して、令和3年7月14日（水曜日）までに電子メールにて回答する。

2.5 企画提案書などの提出

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書などを提出すること。提案は1社1案とする。なお、副本については、社名や商標など提案者を認識できるものを表示しないこと。

2.5.1 受付期間

令和3年8月10日（火曜日）17時まで

※郵送の場合も、8月10日（火曜日）17時までに必着とする。

2.5.2 提出場所・方法

下記書類を町長公室へ持参または郵送により提出すること。

2.5.3 提出書類

(1) 【任意様式】 企画提案書	正本1部、副本7部
(2) 【様式5-1】 費用見積書（構築費用）	正本1部、副本7部
(3) 【様式5-2】 費用見積明細書（構築費用）	正本1部、副本7部
(4) 【様式6-1】 費用見積書（保守費用）	正本1部、副本7部
(5) 【様式6-2】 費用見積明細書（保守費用）	正本1部、副本7部
(6) 上記書類の電子データ（CD-R または DVD-R）	1枚

2.6 企画提案書などの作成

2.6.1 企画提案書の作成

【別紙3】 企画提案書作成要領に基づき作成すること。

2.6.2 見積書の作成

(1) 構築費用

設計関連費、デザイン費、CMS 導入費、外部 ASP 導入費、サーバなどの環境構築費、データ移行費、研修費、他機能導入費、令和 3 年度保守費など、リニューアル業務にかかるすべての費用の合計を記載すること。ただし、構築費用の合計金額は 12,100,000 円以内とする（消費税及び地方消費税を含む）。

(2) 保守費用

令和 4 年度から 5 年間のハードウェア、ソフトウェア、システム保守等にかかるすべての費用を年度ごとに記載すること。

2.7 優先交渉権者などの選定方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして二段階審査方式で実施する。プロポーザルの評価項目は別紙に掲げるものとし、事務局及び審査員が審査し選定を行う。

2.7.1 一次審査

【別紙 4】 審査実施要領に沿って、書類の内容を評価し点数化する。評価点の上位 3 者程度を一次審査通過者とする。

2.7.2 一次審査結果通知

一次審査の結果は、参加者全員に対し令和 3 年 7 月 28 日（水曜日）、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。なお、この時点での一次審査の評価点数は公表しない。

2.7.3 二次審査

【別紙 4】 審査実施要領に沿って、書類及びプレゼンテーション、デモンストレーションの内容を評価し、点数化する。なお、評価の公平性を確保するため、二次審査で使用する資料や、審査会場内での言動において、提案者を判別または推察できるような表現は避けること。また、プレゼンテーション時の服装についても同様とし、社章などの入ったものも身につけないこと。このような言動等が認められる場合は、プロポーザル審査委員会の中で審議のうえ、減点の対象となることもあるため注意すること。

2.7.4 優先交渉権者の決定

一次審査と二次審査の合計で、最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。提案者が 1 者の場合及び最高評価点獲得者が 2 者以上ある場合の契約候補者の選定は、【別紙 4】 審査実施要領に沿って行う。

2.7.5 最終審査結果通知及び優先交渉権者の公表

(1) 結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、令和3年8月下旬ごろ、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(2) 公表

優先交渉権者名などの審査結果は、結果通知後に本町ホームページ上にて公表する。

2.8 契約

2.8.1 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、本業務にかかる契約を締結する。

なお、本業務のすべてを再委託することは一切認めない。ただし、必要により本業務の一部を再委託する場合は、企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割を明確に示すこと。

2.8.2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と本業務の契約について交渉を行う。

2.8.3 契約期間

(1) リニューアル業務にかかる業務委託契約

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

(2) 運用保守にかかる業務委託契約

令和4年度以降の運用保守については、別途契約とする。

2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項

2.9.1 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

(1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(2) 審査員に接触するなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(3) 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合

(4) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合

(5) 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

2.9.2 留意事項

- (1) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (2) 提出以降における企画提案書などの追加及び差し替え、再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、本町が複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は多度津町情報公開条例及び多度津町個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 企画提案書などの作成のために本町より受領した資料は、本町の許可なく公表または使用することはできない。
- (8) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

多度津町 町長公室

〒764-8501 香川県仲多度郡多度津町栄町一丁目1番91号

(Tel) 0877-33-1115

(Fax) 0877-33-2550

(e-mail) kousitsu@town.tadotsu.lg.jp

以上